

第 99 回倫理委員会議事要旨（2025 年 10 月 2 日）

I 日時：

2025 年 10 月 2 日（木）14:00～15:50

II 場所：

公認会計士会館 2 階 202 会議室及びオンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外の委員を示す。

武藤智帆（委員長）、小林大志（副委員長）、市川充（※）、狩野茂行、北山久恵、小松義明（※）、友野敦史、山本香子、吉村智明

○ 日本公認会計士協会

藤本貴子（副会長）、和久友子（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. サステナビリティに関する倫理規則公開草案について

委員長から、2025 年 1 月に国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）から公表されたサステナビリティ報告・保証業務に関する IESBA 倫理規程改訂を受けた倫理規則の改正に係る公開草案について、2025 年 9 月 5 日に開催された第 16 回倫理委員会有識者懇談会における意見への対応も含めた説明がなされた。

なお、当日欠席の委員から事前に受領したご意見については、委員長が代読し、回答した。

【主なご意見】

- サステナビリティ保証業務執行責任者等の用語が非常に長くなっている。倫理規則上、略称を使用することは難しいと理解するが、用語集の充実や実務ガイダンスにおける略記の補足等、会員の理解を支援する工夫を検討いただきたい。

（ご意見への回答）

- 倫理規則において略語を使用することは難しいが、会員の理解を促進するために実務ガイダンス等でそのような工夫を行っていききたい。
- 金融審議会での議論において、2028 年 3 月期から時価総額 3 兆円以上の企業のサステナビリティ情報に対し、サステナビリティ保証を義務化する方向性となっている。また、保証の対象範囲については、最初はスコープ 1・2、ガバナンス及びリスク管理から始まるが、

今後はバリュー・チェーンにまで広げていくことも考えられる。仮に時価総額1兆円未満5000億円以上の企業の保証義務化が2030年3月期からとなった場合、倫理規則のバリュー・チェーンの適用も2030年3月期になっているが、適用初年度からバリュー・チェーンの独立性を確保することが求められるのか。その場合の実務的な影響は大きいと考える。

(ご意見への回答)

- 保証の対象範囲は、当初2年間はスコープ1・2、ガバナンス及びリスク管理であり、3年目以降は国際動向等を踏まえて今後検討することが適当であるとされているため、1兆円未満5000億円以上の会社の保証義務化の時期と倫理規則のバリュー・チェーンの適用開始時期が同時になることはないという理解である。なお、バリュー・チェーン関連規定について、倫理規則の適用時期が2年先になっている背景には、それらの規定が非常に複雑であるという理由がある。

- 社会的影響度の高い事業体である依頼人からの報酬依存度が5年連続して15%を超える場合の規定について、倫理規則R410.20項では、「監査人を「辞任」しなければならない」という文言である一方、R5410.20項では、「サステナビリティ保証業務を「終了」しなければならない」という文言となっているが、この表現の違いは何か。「辞任」は、法律上その立場がなくなることだと考えるが、「終了」は、業務を終了しただけで地位がまだ残っているイメージを受けるため、契約自体がなくなるということ、「辞任」と同じようにイメージできる言葉がよいのではないか。

(ご意見への回答)

- R410.20項については、会社法上の会計監査人の制度において、「選任」及び「辞任」という用語が使われていることから、「辞任」という言葉を使用している。一方で、R5410.20項については、サステナビリティ保証業務の制度がないため、基本的にはその保証の契約を行う以外の関係がないということから、「終了」という用語を使用している。そのため、倫理規則を適用していく上で差があるというわけではないため、表現については検討したい。

- 第5300.9 A2項では、ガバナンスに責任を有する者の特定の、又は一部の者の例として、「サステナビリティ情報の監視を担う他の委員会」が例示されているが、より幅広く「組織体」としておく方が実務上の誤解が少ない印象を受ける。あくまで例示であることから、現在の表現でも問題はないと理解しているが、「委員会」とは誰が対象になるのかという点について解釈の揺れが想定されるため、ガイドライン等で具体例を補足することがよいと考える。
- 第300.9 A2項の「監査役会における個人の監査役が含まれる。」に対応して、第5300.9 A2項が「委員会又はそれらを構成する個人が含まれる。」という文言になっていることについて違和感がある。監査役は、それ自身が会社法上の機関であるため対象になることは理解できるが、委員会の構成員である個人をガバナンスに責任を有する者に含めてよいのかどうかという点が疑問である。

(ご意見への回答)

- 表現について検討したい。倫理規則の中でこの用語が出てくる場面は、コミュニケーションを行う状況であるため、そのコミュニケーションを行う対象であるガバナンスに責任を有する者とは誰なのかという点を考えなければならぬと理解している。

- 同一の依頼人に対して監査業務とサステナビリティ保証業務の両方を実施している状況において、当該依頼人に非保証業務を同時に提供する際、監査業務の監査役等とサステナビリティ保証業務のガバナンスに責任を有する者が異なる場合には、いずれの者からも事前了解を得ることが求められるのか。監査業務とサステナビリティ保証業務でガバナンスに責任を有する者が同じであれば、了解を得るのは1回でよいのか。

(ご意見への回答)

- サステナビリティ保証業務の場合、ガバナンスに責任を有する者が監査役等の場合もあればサステナビリティ委員会等の場合もあるため、監査業務とサステナビリティ保証業務を両方行っている状況においては、複数のところから事前了解を得る必要性が出てくる可能性はある。実務的には、監査役等に一本化した方がよいと考えるが、監査業務とサステナビリティ保証業務でガバナンスに責任を有する者が異なる場合、両者に了解を得ることになると考えられる。

- 違法行為の適切な規制当局への報告に関する規定が欠番となっていることについて、IESBA 倫理規程では本規定が設けられていることを踏まえると、単に前提となる法令がないことを理由に欠番とするのはやや説明が足りない印象を受ける。金融商品取引法第 193 条の 3 や会計専門職の公共的責任との関係を踏まえ、なぜパート 5 では本規定を設けなかったのか、その背景や理由を、将来的な規定の導入可能性も含めて示すことで実務家や利用者が納得しやすくなると思う。
- 違法行為の適切な規制当局への報告については、守秘義務の問題が絡んでくるため、非常にセンシティブな論点であると思う。欠番にしたことで、違法行為があった際に、秘密保持が規制当局への報告を行わない根拠になることに疑問を感じた。このような場合、会員が個別に判断せざるを得ないため、説明は丁寧に行う必要がある。

(ご意見への回答)

- 監査業務の規定においても、当初は秘密保持に反する可能性があるという法律専門家の意見を踏まえ、違法行為の適切な規制当局への報告に関する規定を設けていなかったが、その後様々なお意見があり、金融商品取引法第 193 条の 3 を基に規定を入れたという経緯がある。一方で、サステナビリティ保証業務については、現時点において、金融商品取引法第 193 条の 3 の規定が適用となるかどうかは明らかではない。会員に対しては、サステナビリティ保証業務の規定に本規定を設けないことについて丁寧な説明を行うことが必要であると思う。

2. 外部の専門家の作業の利用に関する倫理規則公開草案について

委員長から、2025年1月にIESBAから公表された外部の専門家の作業の利用に関するIESBA倫理規程改訂を受けた倫理規則の改正に係る公開草案について、2025年9月5日に開催された第16回倫理委員会有識者懇談会における意見への対応も含めた説明がなされた。

【主なご意見】

- 「Competence」を「適性」と訳すことでよいと考えるが、実際に規定を読んでもみると、「適性」は「適格性」という意味であると考えられるのではないか。会員は「適性」という用語に馴染みがあるということだが、「適格性」という意味で理解しているのか。

(ご意見への回答)

- 「適性」を「適格性」に読み替えているというよりは、内容を見て「適性」とはこのような意味であると理解していると考えます。

- 倫理規則の改正案において、「能力」を「スキル」に修正している箇所があるが、それを踏まえると、「Capability」も「能力」ではなく「スキル」と訳すことになるのか。

(ご意見への回答)

- 原文が「skill」の箇所を「スキル」に変えている。これには、「Capability」と訳が被らないようにするという意図もある。

◆ 報告事項

1. 会員からの職業倫理相談状況について

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp